

令和5年度住民税非課税世帯の方へ こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

物価高騰の影響を受けている非課税の子育て世帯の生活を支援するため給付金を支給します

1. 支給対象（基準日：令和5年12月1日）

①対象となる世帯

基準日時点で東根市に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税（令和4年1月～12月の収入を基に算定）が均等割非課税で、下記②の加算対象となる児童がいる世帯

※ただし、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は対象外

②加算対象となる児童の範囲

(1)上記①の対象となる世帯と基準日において同一世帯となっている18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

(2)基準日以降に出生した児童

(3)対象世帯とは別世帯だが、生計を一にしている18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

※施設入所児童については、対象世帯から施設への住民票の異動にかかわらず対象外

2. 支給額

児 童 1 人 あ た り 5 万 円
（世帯主に対象児童分を合算して支給します）

3. 給付金の申請手続き

■(1)の児童について

・令和5年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金（7万円）を受給した世帯（家計急変で受給した場合はこども加算は該当しません）

→ **手続き不要**です（2月下旬に支払通知書を送付します）

・令和5年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金（7万円）の対象となっているが、受給していない世帯

→ 2月下旬に「**確認書**」を送付します（要返信）

■(2)、(3)の児童について

ホームページからダウンロードもしくは市役所16番窓口にある「**申請書**」の提出が必要です

申請期限：令和6年5月31日 ※郵送の場合は当日消印有効

4. 支給日

・手続き不要な方：令和6年3月15日（金）

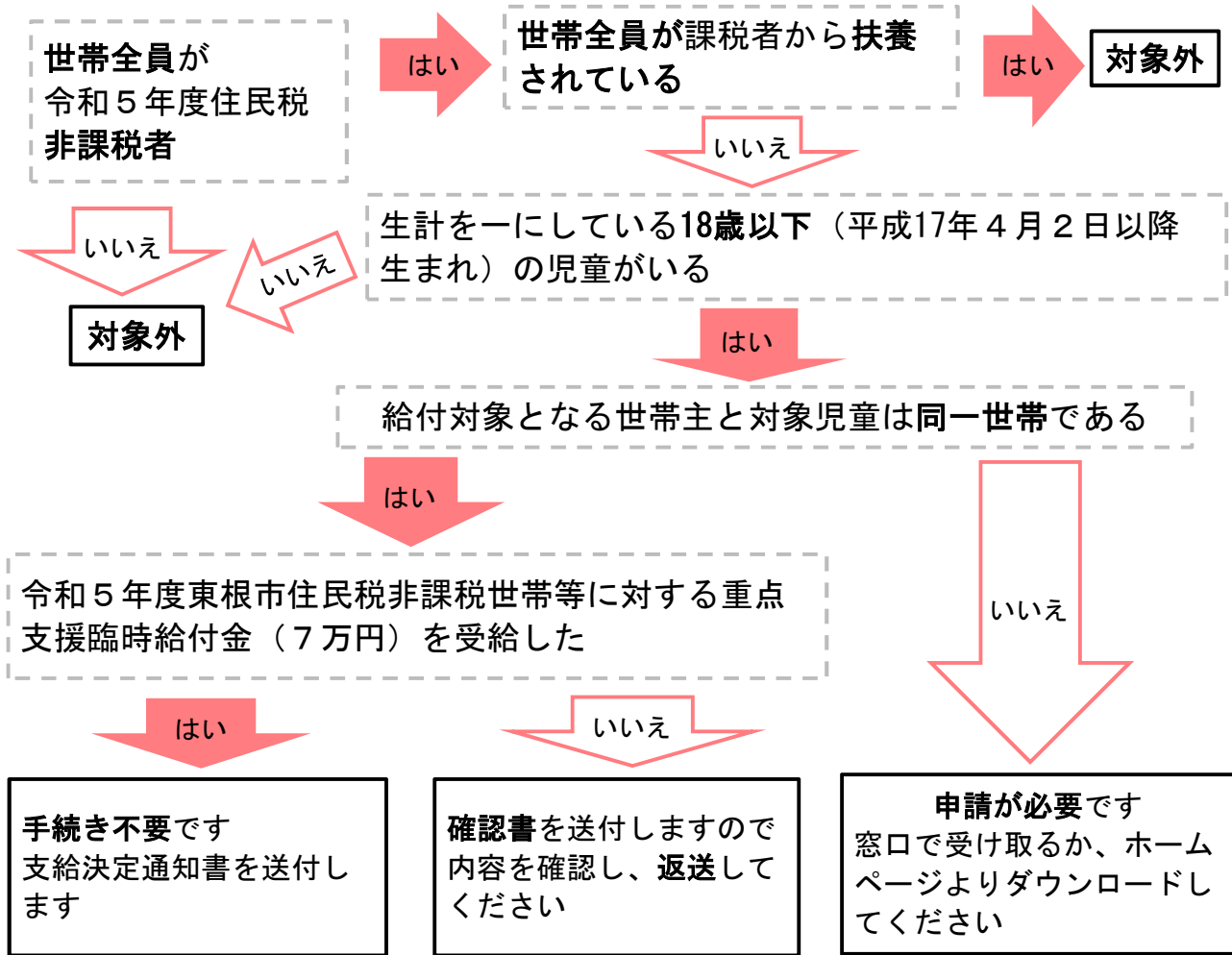
※振込口座を変更した場合は支給が遅れます

・**確認書、申請書の提出が必要な方：受付から3週間程度で支給**

裏面に続きます。必ずご確認ください。

5. 支給対象世帯確認フローチャート

※令和5年12月1日時点で東根市に住民票がある世帯が前提条件です。



【ご注意ください】

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。(1人の児童について二重に受給した場合など)

※申請書に記載されている口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。



住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、

下記市役所窓口や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【お問い合わせ】

(受付時間: 平日 8:30~17:15)

■ 東根市 健康福祉部福祉課 地域福祉係

「住民税非課税世帯物価高騰対応臨時給付金(こども加算)」窓口

0237-42-1111 内線 2141 ~ 2144

